

事件番号 平成28年（行ウ）第49号，同第134号，同第157号

高浜原子力発電所1号機及び2号機運転期間延長認可処分等取消請求事件

原告 河田昌東 外110名

被告 国

## 準備書面（74）

（火山事象に関する主張の一部撤回）

2021（令和3）年9月1日

名古屋地方裁判所 民事9部A2係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 北村 栄 ほか

頭書事件について、原告らは、2017（平成29）年5月11日付準備書面（9）第2の2において、始良Tn噴火に基づく気中降下火砕物の層厚（約20cm）を考慮・想定しないことの不合理性を主張していたところ、昨今の大山生竹噴火（DNP）の噴火規模の見直しに伴い、敷地における想定最大層厚を、（始良Tn噴火における約20cmを上回る）27cmへと変更したことから、この点に関する主張は撤回することとする。

以上